

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 原信糸魚川東店  
所在地 糸魚川市東寺町3丁目93番1 外  
設置者 株式会社原信
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
・株式会社ココカラファインヘルスケア  
（変更前）午前9時00分から午後8時45分  
（変更後）午前8時00分から午後10時00分
- 3 変更年月日  
令和7年7月8日
- 4 変更の理由  
開店時刻の繰り上げ及び閉店時刻の繰り下げを行い、来店客の利便性を確保するため
- 5 届出年月日  
令和7年7月7日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
（なお、糸魚川市産業部商工観光課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
令和7年7月18日から令和7年11月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援班  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp